

**第2回 象牙取引規制に関する有識者会議
環境省説明資料**

「象牙Q&A」(2020年2月6日版)

象牙 Q&A (2020年2月6日版)

環境省自然環境局
野生生物課

- 問1 ゾウは絶滅の危機に瀕しているのでしょうか？ 2
- 問2 アフリカゾウが減少している地域において、減少している要因はなんですか？ 3
- 問3 アフリカゾウが密猟されているのはなぜですか？ 4
- 問4 現在、日本を含む全ての国で象牙の輸出入は禁止されているのでしょうか？ 6
- 問5 日本はワシントン条約で象牙の輸入が規制される前に、過去にどのくらい象牙を輸入したのですか？ 8
- 問6 ワシントン条約により輸出入が規制された後、日本は1999年と2009年に特別に輸入が認められたようですが、この象牙はどのように得られたものですか？密猟された象牙ではないのでしょうか。 9
- 問7 日本にある象牙や象牙製品の材料はどのように得られたものなのでしょうか？密猟や密輸入で得られた象牙や象牙製品ではないのでしょうか？ 10
- 問8 日本国内で象牙・象牙製品を取引して良いのでしょうか？ 11
- 問9 象牙の輸入が禁止されているにも関わらず、国内の全形牙の登録が継続し、延べ登録数が増加しているのはなぜですか？ 12
- 問10 象牙の輸出入が停止しているのにインターネット上で取引が継続しているのはなぜでしょうか？インターネット上で象牙・象牙製品を取引して良いのでしょうか？ 13
- 問11 日本で全形牙・象牙製品の国内取引が認められていることが、アフリカゾウの密猟を引き起こしているのでしょうか？ 14
- 問12 日本の合法的な国内市場に海外で違法に得られた象牙が紛れ込み、「合法に得られた象牙」として国内で取引されたり、さらに海外に流出したりする事例があるのでしょうか？ 15
- 問13 我が国の象牙の国内管理制度についてさらに厳しくする必要はあるのでしょうか？ 16
- 問14 ゾウを保全するためには全形牙や象牙製品の取引を全て禁止した方が良いのではないのでしょうか？ 17
- 問15 なぜ日本は国内象牙市場を閉鎖しないのでしょうか。複雑な管理制度を作ったまで、象牙の取引を続ける必要があるのでしょうか？ 18
- 問16 「象牙の国内市場の閉鎖」が世界の潮流であり、象牙の合法的な市場を維持すべきという日本の方針は、国際的な流れに反し、孤立しているのではないのでしょうか？ 19

問1 ゾウは絶滅の危機に瀕しているのでしょうか？

⇒ゾウの絶滅のおそれの度合いは、種類や地域によって異なります。アフリカの南部に生息するアフリカゾウについては、絶滅のおそれは小さいとされています。

- ・ゾウには、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) とアジアゾウ (*Elephas maximus*) の2種がいます (※1)。
- ・国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストでは、アジアゾウは EN (絶滅危惧 IB 類) に分類されています。アフリカゾウは地域ごとに個体数の生息状況が異なり、IUCN レッドリストの評価も以下のとおり、地域ごとに異なっております。(※2)
 - ・アフリカ中央部：EN (絶滅危惧 IB 類) (※3)
 - ・アフリカ東部及び西部：VU (絶滅危惧 II 類) (※4)
 - ・アフリカ南部：LC (低懸念種) (※5)
- ・IUCN が 2016 年に発表した「African Elephant Status Report 2016」によると、アフリカゾウは、アフリカ大陸全体で約 41 万 5 千頭が生息しており 2006 年～2015 年で約 11 万頭が減少したとされています。現在では全個体群の 70%以上がアフリカ南部に生息していると推定されています。

※1：アフリカゾウについては、さらにアフリカ中央部の森林地帯にすむシンリンゾウ (マルミミゾウ) とそれ以外のサバンナゾウの2種に分けられるという説があります。

※2：IUCN のレッドリストにおける絶滅危惧種は、絶滅のおそれの大きい順に、CR (Critically Endangered：絶滅危惧 IA 類)、EN (Endangered：絶滅危惧 IB 類)、VU (Vulnerable：絶滅危惧 II 類) のランクが設けられています。LC (Least Concern：低危険種) は絶滅危惧種には該当しません。

※3：カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ (共)、コンゴ (民)、赤道ギニアに生息する個体群。

※4：ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニア、ギニアビザウ、ケニア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、シェラレオネ、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ウガンダに生息する個体群。

※5：アンゴラ、ボツワナ、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ共和国、ザンビア、ジンバブエに生息する個体群。

○IUCN レッドリストに関する、より詳しい情報は以下をご参照ください。

- ・IUCN レッドリスト「アフリカゾウ」<https://www.iucnredlist.org/species/12392/3339343>
- ・IUCN レッドリスト「アジアゾウ」<https://www.iucnredlist.org/species/7140/12828813>
- ・IUCN レッドリスト African Elephant (*Loxodonta africana*) Further Details on Data Used for the Global Assessment <https://www.iucnredlist.org/species/pdf/3339343/attachment>
- ・Thouless, C.R., Dublin, H.T., Blanc, J.J., Skinner, D.P., Daniel, T.E., Taylor, R.D., Maisels, F., Frederick, H.L. & Bouché, P. (2016). African Elephant Status Report 2016 https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/SSC-OP-060_A.pdf

問2 アフリカゾウが減少している地域において、減少している要因はなんですか？

⇒IUCN のレッドリストで説明されているゾウの生息を脅かす要因は以下のように記載されています。

「象牙と肉の密猟は伝統的にアフリカゾウの減少の主な原因だったとされ、違法な狩猟は一部の地域、特に中央アフリカ地域では依然として重要な減少要因である。ただし現在最も重要なアフリカゾウの脅威として指摘されている要因は、アフリカ地域の人口増加それに伴う急速な土地の開発に起因するアフリカゾウの生息地の消失と断片化である。この傾向の具体的な兆候として、人間とゾウの対立の増加が報告されており、これはゾウの個体群に対する脅威をさらに悪化させる。」

・ IUCN レッドリスト「アフリカゾウ」の減少要因：

<https://www.iucnredlist.org/species/12392/3339343#threats>

問3 アフリカゾウが密猟されているのはなぜですか？

⇒合法・違法に無頓着で無責任な象牙の需要があり、そのような需要に対して国際組織犯罪グループ等がアフリカゾウの密猟と象牙の違法取引に関与しており、またアフリカ諸国の統治（ガバナンス）の弱さや貧困等ともあいまって密猟が行われる原因になっていると考えられます。

- ・ワシントン条約の常設委員会に提出された報告等（※1）によれば、アフリカにおける密猟は、多くのゾウの生息国で統治（ガバナンス）の弱さや貧困があることに加え、違法象牙に対するアジア新興国の需要があることが3つの主因であると指摘しています。
- ・国連薬物犯罪事務所（UNODC）の報告（※2）によれば、ソマリアの武装勢力等がアフリカゾウの密猟に関与していることが指摘されています。また、国連環境計画（UNEP）が関係機関・団体と共同でまとめた報告（※3）によれば、高度に組織化された国際犯罪グループが密猟された象牙の大規模な違法取引に関与している疑いがあるとされています。
- ・ドイツの研究者らより、アフリカゾウの密猟率の変化や密猟の国や地域の差に関する論文が2019年5月に発表されました。その論文の概要は以下の通りです。（※4）

「密猟はアフリカ全土のゾウの個体数の急速な減少の一因となっている。政治環境の変化によって、アフリカで密猟により殺されたゾウの総数は減少しているようだが、正確に密猟の状態を評価するには、地域ごとの密猟率や、世界規模の動きを理解した上で検討する必要がある。53ヶ所の年間密猟率の変動は中国の主要市場での象牙需要の推移と強く関連している。一方、密猟の発生状況が国の間や地域の間で異なる要因は、その国や地域の政治腐敗や貧困と強く関連する。また、アフリカゾウの密猟による死亡率は2011年がピークで10%以上と推定されていたが、それ以降は低下し、2017年は4%未満に低下していることが明らかになった。密猟が減少したという調査結果に基づくと、密猟対策（法執行）に投資が行われることにより、アフリカゾウの密猟をさらに減らすことができると考えられるが、これは象牙の需要の削減のほか、密猟発生地域における汚職や貧困への対策をせずに、成し遂げられることはないだろう。」

※1：

ワシントン条約第65回常設委員会サイト：<https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/65/E-SC65-42-01.pdf>（英語）

ワシントン条約第16回締約国会議サイト <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/16/doc/E-CoP16-53-01.pdf>（英語）

※2：

国連薬物犯罪事務所：http://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/Studies/TOC_East_Africa_2013.pdf（英語）

※3：

国連環境計画サイト：[Illegal Trade in Wildlife and Timber Products Finances Criminal and Militia](#)

Groups, Threatening Security and Sustainable Development

<https://www.unenvironment.org/news-and-stories/press-release/illegal-trade-wildlife-and-timber-products-finances-criminal-and> (英語)

※4 “African elephant poaching rates correlate with local poverty, national corruption and global ivory price” Severin Hauenstein, Mrigesh Kshatriya, Julian Blanc, Carsten F. Dormann & Colin M. Beale

Nature Communications

<https://www.nature.com/articles/s41467-019-09993-2> (英語)

問4 現在、日本を含む全ての国で象牙の輸出入は禁止されているのでしょうか？

⇒象牙の国際商取引は、ワシントン条約によって輸入も輸出も原則禁止されております。

(アジアゾウは同条約が発効した1975年以降、アフリカゾウは1990年以降、原則として禁止)。

- ・ワシントン条約では、国際間の商業目的の過度の取引による種の絶滅を防ぐために取引の制限が必要と考えられる野生動植物の種について、規制対象となる動植物を附属書にリストアップし、さらに絶滅のおそれの程度に応じて三区別（附属書Ⅰ～Ⅲ）に分類し、国際取引の規制を行うこととしています（※1・2）。
- ・アジアゾウは、ワシントン条約が発効した1975年から附属書Ⅰに掲載されており、現在に至るまで、その象牙の国際的な商取引は原則禁止されています。
- ・アフリカゾウは、1976年にガーナの個体群が附属書Ⅲ、1977年にアフリカゾウ全体が附属書Ⅱに掲載され、輸出国の管理当局の輸出許可証が発給された場合のみその象牙（全形を保持した牙（以下「全形牙」という）、加工品、端材などすべて）の国際的な商取引が可能な状態となりました。しかし、1980年代に主に東部アフリカで象牙を狙った密猟が激化したことから、1989年にアフリカゾウが附属書Ⅰに掲載される決定がなされ、翌1990年からその象牙の国際的な商取引（輸出入）は原則禁止されました。
- ・その後、1997年に、南部アフリカ3か国（ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ）のアフリカゾウ個体群が、2000年には南アフリカ共和国の個体群が、附属書ⅠからⅡに移行されました。その際、これら個体群の象牙の国際的な商取引が他の国のゾウに及ぼす影響が懸念されたことから、附属書の注釈により、取引を実施する際の条件が輸出国と輸入国の双方に付されました。
- ・こうした条件が満たされたとして、ワシントン条約の締約国会議で定められた手続に従い、1999年と2009年の2回、上述の南部アフリカ諸国から、1999年は日本のみ、2009年は日本と中国に象牙が輸出されました（このうち、南アフリカ共和国からは2009年の輸出のみ）。1990年以降、この2回以外に象牙の国際的な商取引が認められたことはありません。なお、1999年と2009年に我が国に輸入された象牙は1本ごとに登録され、厳重な管理がなされています。
- ・この2回の象牙の国際的な商取引は、南部アフリカ諸国の強い意向を受けて行われたもので、これにより得られた収益はアフリカゾウの保全並びに生息域の保護又はその近隣の地域社会の発展等のために使われました。
- ・なお、ワシントン条約の適用を受ける前（※3）に取得された象牙及び象牙製品は、取得時期を証明し、輸出国から条約適用前取得である旨の証明書を受領することにより、輸出入が可能となります。（なお、ワシントン条約の規定に従い、日本から再輸出されたアフリカゾウの全形牙は、1990年から2018年までで17本のみです）。

※1：ワシントン条約については以下のリンク先をご確認下さい。

環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/washington.html>

経産省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

※2：附属書の各区分の正確な掲載対象は、リンク先の条約本文（仮訳第2条）をご確認下さい。

経産省ウェブサイト

・動物

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/cites_appendices_fauna.pdf

・植物

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/cites_appendices_flora.pdf

※3：アジアゾウについては条約が発効した1975年7月1日より前、アフリカゾウについては条約の附属書にアフリカゾウの個体群が初めて掲載された1976年2月26日より前（ガーナの個体群が附属書Ⅲに掲載されたとき）。

問5 日本はワシントン条約で象牙の輸入が規制される前に、過去にどのくらい象牙を輸入したのですか？

⇒日本では、過去に、① ワシントン条約によりアフリカゾウの国際商取引が禁止される以前（1990年以前）と、②その後、特別に認められた2回の国際的な商取引（1999年と2009年）にて、象牙を輸入しています。その量は以下のとおりです。

- ① 日本がワシントン条約の締約国となって（1980年11月4日発効）以降、象牙の国際取引禁止までの間（1981～1989年）で約2,006トン（※1）、
- ②その後、1999年と2009年の2回、ワシントン条約の締約国会議で定められた手続に従って特別に認められた国際商取引の際に約89トン

- ・日本がワシントン条約の締約国となる以前の輸入量に関する累計値は存在しませんが、統計が残っている1980年より前にも象牙は国内に輸入されています。
- ・なお、条約適用前に取得されたものとして輸出国が証明書を発行し輸出を認めたものについては、1990年以降も輸入が認められています。

※1：ワシントン条約事務局が提供する CITES Trade Database (<http://trade.cites.org/>) から抽出したデータより算出。

問6 ワシントン条約により輸出入が規制された後、日本は1999年と2009年に特別に輸入が認められたようですが、この象牙はどのように得られたものですか？密猟された象牙ではないのでしょうか。

⇒1999年と2009年の2回特別に認められた国際的な商取引（問4への回答参照）で輸入対象となったアフリカゾウの象牙は、自然死した個体や、人を殺傷したり、農業被害を引き起こしたりした有害獣として駆除された個体から得られたものであり、象牙を得るためにアフリカゾウを殺して得たものではありません。

- ・アフリカゾウの年間死亡率は、地域や状況によって違いはありますが、数パーセントとされています。よって、IUCNの最新データ（問1への回答参照）によるとアフリカゾウは約41万5千頭が生息しているとされており、アフリカ全域で年間4,150頭（死亡率1%を仮定）～41,500頭（死亡率10%を仮定）が死亡する計算になります。
- ・アフリカゾウの分布域の約7割は、国立公園などの保護地域の外側にあります。よって、地域の人々が生活する場所の比較的近くにゾウが生息している場合もあります。このような地域では、ゾウが畑を荒らす農業被害や、人を殺傷したりする被害も生じており、加害個体については当局が駆除を行っている場合があります。その他、国立公園などにおいて、増えすぎたゾウが植生を大きく変えることで他の動植物が減少したり絶滅したりすることを防ぐために管理間引きが行われたケースもあります。

問7 日本にある象牙や象牙製品の材料はどのように得られたものなのでしょうか？ 密猟や密輸入で得られた象牙や象牙製品ではないのでしょうか？

⇒日本で流通する象牙製品は、ワシントン条約で国際取引が禁止される前の物か、1999年と2009年の特別に認められた国際的な商取引で日本に入ってきた象牙を用いて製造された物です。

- ・問5にあるとおり、日本には統計が残っているだけでも約 2,090 トンの象牙を合法的に輸入されています。このうちの約 740 トンが製品の材料として使用されたと推測されております。(2019年12月現在の推測値)
- ・なお、2018年は象牙製品を製造するための材料として消費されるなどにより、14.7トンの全形象牙の登録票の返納がなされています。全形象牙を分割しカットピースにした場合等、登録票に係る全形象牙を占有しないこととなったときはその登録票を返納する義務があります。現在の全形象牙の登録票の返納状況をふまえると、国内にはまだ製品化が可能な全形象牙があると推測できます。
- ・このように現在でも日本の国内には国際取引が禁止される前の象牙がたくさんあるので、あえて摘発の危険を冒してまで、アフリカゾウの密猟に由来するものを含む違法な全形象牙や象牙製品を新たに日本に密輸入するインセンティブは小さいと考えられます。

問8 日本国内で象牙・象牙製品を取引して良いのでしょうか？

⇒日本国内において全形牙や象牙製品の商業取引（売る、買う、あげる、もらう、貸す、借りる）は原則禁止されております。商業取引できるのは、あらかじめ登録を受けている全形牙と事業者登録を受けている事業者による象牙製品に限られます。これらの登録を行わずに取引を行うことは「種の保存法」違反による罰則の対象となります。

- ・アフリカゾウ及びアジアゾウは種の保存法（※1）で国際希少野生動植物種に指定されており、国内で象牙及び象牙製品を取引する（売る、買う、あげる、もらう、貸す、借りる）ことや、販売を目的として広告を出したり店などで陳列したりすることは、原則禁止されており、以下のルールに従って行うことが義務付けられています。
- ・全形牙を国内で取引や広告・陳列を行うには、象牙ごとにワシントン条約で国際的な商取引が禁止となる前（1990年より前）に取得されたことを証明し、取引の前に登録をする必要があります。
- ・全形牙を販売等の譲渡を行う場合、全形牙と上述の登録票と一緒に譲渡をすることが義務づけられています。また全形牙を販売目的で、陳列する場合には登録票を備え付けて陳列することや広告を行う場合には登録を受けている旨と登録記号番号を表示することが必要です。
- ・全形牙の取引について、登録票を伴わず取引を行ったり、登録票を備え付けずに広告を行ったり、登録記号番号等の情報を表示せずに広告をしたりした場合は、「種の保存法」違反となり、厳しい罰則（懲役・罰金。詳細は※2）の対象となります。
- ・象牙製品（全形を保持しないもの）やカットピース（象牙を裁断したもの）は、あらかじめ事業者登録を受けている事業者のみが、商業取引をすることができます。登録事業者は、全形牙を分割したりする場合、条件によっては、入手の経緯等を記載した管理票を作成したり、象牙製品等の取引の記録を台帳に記載する必要があるたり、販売時には事業者登録番号を掲示したりする等の義務があります。これに反した場合も、「種の保存法」違反となり、罰則の対象となります。
- ・なお一般の方が登録事業者から象牙製品を購入する場合は、購入者側には規制はありませんが、無登録事業者から購入した場合は、購入者も罰則の対象となります。
- ・詳しいルールは以下の環境省ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>

※1：種の保存法（正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」）

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>

※2：全形牙の譲渡・陳列・広告等の罰則

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/2.html#anc03>

問9 象牙の輸入が禁止されているにも関わらず、国内の全形牙の登録が継続し、延べ登録数が増加しているのはなぜですか？

⇒日本には、過去に合法的に輸入された全形牙が多数存在しており（問5、問7）、これらを取引するための登録は継続しています。登録数が近年増加している理由として、高齢者による財産の処分が増加する中、象牙の取引ルールの広報努力を通じて一般への普及が進んでいることがあると推察されます。

- ・日本にこれまでに輸入された全形牙の量は、日本がワシントン条約の締約国となって（1980年11月4日発効）以降、象牙の国際取引禁止までの間（1981～1989年）だけでも約2,006トンが記録されており（問5参照）、さらに、日本がワシントン条約の締約国となる前にも多くの象牙が合法的に輸入されたと推測されます。
- ・これに対し、登録制度が始まってから現在まで（1995～2019年12月）に登録されている全形牙は、累積約384トン（うち、過去に2回の特別に認められた国際的な商取引で輸入された分は約89トン。これらの象牙は我が国に輸入された後、全てが速やかに登録された。）です。全形牙の登録制度が開始される前に製品に加工され、消費された全形牙もあると思われませんが、いずれにせよ、輸入総量に比して登録された全形牙は少量であり、過去に合法的に輸入された象牙のうち未だに登録されていない象牙は我が国国内に相当量あると推定されます。
- ・また、全形牙を所有するだけであれば、登録は不要であり、個人所有の象牙は未登録のものが多くあると考えられます。全形牙の所有者の死亡や高齢化に伴い、相続や生前贈与、財産処分などのため全形牙を譲り渡す必要が生じ、登録を行う事例が増えてきていると推察されます。
- ・近年、象牙の取引ルール及び登録制度が、多くの方々に知られるようになってきたことが、所有者に登録を促し登録数の増加につながる一因となっていると考えられます。
- ・以上のような要因から現在においても全形牙の登録が継続的に行われ、延べ登録本数が増えております。

問10 象牙の輸出入が停止しているのにインターネット上で取引が継続しているのはなぜでしょうか？

インターネット上で象牙・象牙製品を取引して良いのでしょうか？

⇒過去に合法的に輸入された全形牙や象牙製品をルールを守って日本国内で取引することは問題ありません。インターネット上の取引で、象牙・象牙製品の取引（売る、買う、あげる、もらう、貸す、借りる）を行う場合も、店頭等での取引と同じルール（問8の回答）が適用されます。また、海外との象牙製品の取引は輸出入に該当し、輸出入国の許可を得ない場合は、違法な取引となります。

- ・問6及び問7の回答のとおり、日本国内には過去に合法に輸入された全形牙が存在し、それを材料とした製品が存在します。よって、輸入が禁止されている現在でも、インターネット上で全形牙や象牙製品の販売が行われていること自体はおかしなことではありません。
- ・インターネット上で全形牙を取引する場合（オークション等を含む）、その全形牙が登録されていること及び登録記号番号を明確に表示することが必要です。またはんこ等の象牙製品やカットピース（象牙を裁断したもの）を事業として取引を行う場合は、あらかじめ特別国際種事業者としての登録が必要となり、取引時に事業者登録番号等の掲出、取引の記録とその保存が義務づけられます。
- ・なお、問4の回答のとおり、象牙・象牙製品の輸出は原則として禁止されており、インターネット上で海外との間で取引を行う場合に、輸出許可を得ずに象牙・象牙製品を海外に発送することは違法行為です。（同様に、海外から発送された象牙・象牙製品を直接受領することも輸入に該当しますので、輸入許可を得ない限り、違法行為となります。）
- ・またインターネット取引のプラットフォーム事業者は独自のルールに基づき、自社プラットフォーム上で象牙の取引を規制している事業者もいます。象牙の取引を行う前に利用されるプラットフォームの規約等をご確認ください。
- ・インターネット上での全形牙・象牙製品の取引では、「買う側」も「売る側」もしっかりルールを確認した上で購入することが大切です。

問 11 日本で全形牙・象牙製品の国内取引が認められていることが、アフリカゾウの密猟を引き起こしているのでしょうか？

⇒近年、日本国内において全形牙や象牙製品の大規模な密輸事例や、海外における日本を仕向地とした象牙や象牙製品の大規模な密輸事例は確認されていません。

問 5 及び問 7 でお答えしたとおり、日本国内には過去に合法的に輸入された全形牙・象牙製品が大量に残っていることから、摘発のリスクを負ってまで密猟に由来するものを含む全形牙・象牙製品を違法に日本国内に持ち込むインセンティブは低いと考えられます。

日本国内で適正に取引がなされている全形牙や象牙製品は、過去に合法的に輸入された象牙に由来するものであり、日本国内の象牙取引が現生のアフリカのゾウの密猟や象牙の密輸を助長している事実はありません。

- ・日本では、税関が輸出入を厳格に取り締まっており、近年、大規模な象牙の密輸入事例は確認されていません。また日本向けの象牙密輸出が外国で摘発された事例もありません。
- ・ワシントン条約事務局等による ETIS (Elephant Trade Information System:ゾウ取引情報システム)の報告(※1)においても、日本は違法な象牙の目的地や中継地とは認識されていません。
- ・日本で販売が認められている象牙・象牙製品は、ワシントン条約で輸入が禁止される前から日本国内に存在していた象牙、又は過去 2 回の特別に認められた国際的な商取引で輸入された象牙に由来するもののみです。

※1 : <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-03-R1.pdf> (英語: ワシントン条約第 18 回締約国会議 (2019 年開催) における報告)

問 12 日本の合法的国内市場に海外で違法に得られた象牙が紛れ込み、「合法に得られた象牙」として国内で取引されたり、さらに海外に流出したりする事例があるのでしょうか？

⇒ご指摘のような事実は確認されていません。

- ・問 11 の回答のとおり、そもそも、日本では違法な象牙の密輸を厳格に取り締まっており、近年、象牙の大規模な密輸入事例や密輸出事例は確認されていません。
- ・諸外国においても、近年、我が国を仕向地とする密猟由来の象牙の密輸が摘発された事例もありません。
- ・問 7 の回答のとおり、密猟象牙を我が国に密輸入するインセンティブも低いと考えられます。
- ・また全形牙の登録制度において、2019 年 7 月から登録審査時に申請者に求める規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでは登録を認めず、「第三者の証言」及び「第三者の証言を裏付ける補強（放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」を求めることとし、違法な全形牙が合法市場に入り込むことはますます困難になった状況です。
- ・以上より、日本に違法に輸入された象牙を、合法的に輸入されたものと偽装して国内市場に紛れ込ませたり、合法化した上であえて再度密輸出したりするために、日本の国内市場がいわゆる「ロンダリング」の場として使用されているという事実はないと考えます。
- ・なお、アフリカゾウがワシントン条約の適用を受ける前（1975 年以前）に取得された象牙及び象牙製品であっても、それを日本から輸出するためには、輸出許可を得ることが必要です。この輸出許可は、合法に取得されたものであることを前提とした上で、その取得時期について厳格に審査された上で発給されています。この許可を取得して日本から再輸出されたアフリカゾウの象牙（全形牙）は、1990 年から 2018 年までの期間において、わずか 17 本にとどまっています。（この輸出の許可は国内における象牙の管理制度と直接的な関係はなく、輸出許可の審査が行われています。）

問 13 我が国の象牙の国内管理制度についてさらに厳しくする必要はあるのでしょうか？

⇒象牙や象牙製品の市場管理制度は、必要に応じて随時検討し更新していきます。

- ・我が国の象牙や象牙製品の管理は種の保存法によって規定されており、種の保存法は 2017 年に大幅に改正され、2018 年 6 月に施行されたところです。
- ・この改正では象牙を事業として取り扱う者を特別国際種事業者として管理し、不正な取引に繋がらないよう事業者には種々の義務が課され、また違反した際の罰則が強化されました。
- ・改正法の施行状況や実際の執行状況を鑑み、必要があればさらなる制度改正を検討します。
- ・一方で象牙の取引規制を強化することについては、国民の財産や経済活動の自由に影響を与えることであるとともに、種の保存法による規制の真の目的は現生や将来のアフリカゾウの保全であることを念頭に置き、我が国国内の象牙の取引等の取扱いがその目的にどのように資するか、といった観点など、様々な角度から慎重な検討を行う必要があります。

問 14 ゾウを保全するためには全形牙や象牙製品の取引を全て禁止した方が良いのではないのでしょうか？

⇒象牙の合法的な取引により得られる経済的な利益は、生息国におけるゾウの保全にも役立つものであり、違法取引の防止及び合法的な取引の管理の徹底こそが重要です。

ゾウが増加し、人間との衝突が増えている地域がある中で、きちんと管理された商業取引を含む全ての象牙の取引を禁止することが、真にゾウの保全に役立つことか冷静に考える必要があります。

- ・ワシントン条約の締約国会議で採択された決議 8.3 (※1) には、「商業取引が当該種の存続を脅かさない程度に行われた場合に、それが種と生態系の保護及び現地の人々の発展に利益をもたらす可能性があることを認める。」という趣旨が述べられています。
- ・実際に十分に管理された合法的に商業取引が行われているワニ類やビクーニャでは個体数の増加と生息地の拡大が見られています。
- ・アフリカゾウが安定して生息しており、その個体群が附属書Ⅱに掲載されている南部アフリカ諸国は、自然死個体や駆除個体に由来する象牙の合法的な国際取引により、ゾウの保全や地域社会の発展のための資金を獲得することを期待しています。日本は、このような国々の意思を尊重し、象牙の違法な取引の防止及び合法的な取引の管理の徹底を進めております。
- ・日本を含む各国が合法的な国内取引を完全に止めてしまうことは、ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国が将来にわたって象牙の取引相手を失うことを意味します。安定して生息しているのに象牙の合法的取引が一切できないことになれば、その収益が失われ、現地における自然環境保全関連の資金が減り、たとえば密猟防止のための監視活動に支障が生じることが考えられます。また、ゾウの被害を受けている住民が、持続可能な利用の機会を将来にわたって失い、ゾウが生息していることから何も利益を受けられなくなれば、ゾウの保全に対して非協力的になりかねない、との懸念もあります。
- ・アフリカゾウとの共存を模索するこのような国々の事情も勘案しながら、国際社会としてゾウの保全のために何ができるかを冷静に考えていかなければなりません。

※1 : <https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-08-03-R13.pdf> (英語・ワシントン条約決議 8.3)

問 15 なぜ日本は国内象牙市場を閉鎖しないのでしょうか。複雑な管理制度を作っまで、象牙の取引を続ける必要があるのでしょうか？

⇒日本国内において象牙の取引を全面禁止することが、アフリカゾウの保全に寄与することはなく、市場閉鎖を選択する理由がないからです。

- ・日本では近年象牙の大規模な密輸事例は確認されておらず、日本国内の象牙取引が海外での密猟や密輸を助長している事実はないと考えます（問 11 の回答参照）。
- ・万が一、法規制の網をかいくぐって違法な象牙が国内に入ってきた場合でも、合法的なものと区別して国内での取引がなされないように、法に基づく全形牙の登録制度や取扱い事業者の登録制度を整えて、合法的な象牙取引の管理に努めています（問 12、問 13 の回答参照）。
- ・アフリカゾウが安定して生息しており、その個体群が附属書Ⅱに掲載されている南部アフリカ諸国は、自然死個体や駆除個体に由来する象牙の合法的な国際取引により、ゾウの保全や地域社会の発展のための資金を獲得することを期待しています。日本は、このような国々の意思を尊重します（問 14 の回答参照）。
- ・これらのことから、日本の国内において象牙・象牙製品の販売を禁止することが、現生のアフリカゾウの保全に寄与することは無いと考えます。

問 16 「象牙の国内市場の閉鎖」が世界の潮流であり、象牙の合法的な市場を維持すべきという日本の方針は、国際的な流れに反し、孤立しているのではないのでしょうか？

⇒2016年11月のワシントン条約第17回締約国会議及び2019年8月に行われたワシントン条約の第18回締約国会議では一部の国から「象牙の国内市場の閉鎖」を求める決議案が提出・審議されました。いずれの会議においても国内市場の全面閉鎖については、多くの国から反対する意見が相次ぎ、採択には至りませんでした。このように全面的な国内象牙市場の閉鎖については、ワシントン条約の締約国会議においても、反対する国が多数であり、我が国が国際的な流れに反し、孤立している状態はありません。

- ・ワシントン条約第17回締約国会議（2016年9月24日～10月4日：南アフリカ・ヨハネスブルグで開催）において、米国及びケニアを始めとするアフリカ10か国から、国内取引市場の閉鎖を求める提案がなされましたが、閉鎖を求める国内市場を密猟や象牙の違法取引に寄与している国内市場に限定する修正を加え、全会一致で採択されました。
- ・ワシントン条約第18回締約国会議（2019年8月17日～28日：スイス・ジュネーブで開催）では、再度、全ての国における象牙の国内市場の閉鎖を求める決議案（提案国：ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア及びシリア <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-05.pdf>）が提出されました。
- ・本決議案について、ワシントン条約事務局は、ワシントン条約は国際取引を規制する条約であり、国内規制に踏み込むことは条約のスコープを超える可能性があること等を指摘しつつ、本決議案を採択する理由がないとの見解を会議文書に付して公表していました。
- ・本決議案は2019年8月21日午後のワシントン条約第18回締約国会議第2委員会の議題69.5「国内象牙市場の閉鎖に関する決議10.10（COP17で改正）」として審議されました。（※1）
- ・決議案を共同提案した国を含むアンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、ガボン、ガーナ、インド、イスラエル、リベリア、ニジェール及びナイジェリアから本決議案を採択すべきという意見が表明されました。
- ・米国、ボツワナ、カンボジア、チリ、コンゴ民、エスワティニ、EU、日本、ナミビア、南アフリカ、タイ及びジンバブエからは、採択に反対する意見が表明されました。これらの国から述べられた採択に反対する主な理由は以下の通りです。
 - ・決議10.10の改正がCOP17において全会一致で採択されて以降、状況に大きな変化はなく、まずは決議の実施に注力すべき。
 - ・合法的な国内市場の存在が違法取引や密猟に寄与しているという証拠はない。
 - ・国際取引を取り決めるワシントン条約が国内取引を規制するのは条約のスコープを超えているほか、根拠なく各国の内政と主権に干渉する先例になりかねない。
- ・米国から、現行の規制（決議10.10（COP17で改正））を履行し、象牙市場を持つ国が違法取引や密猟に寄与していないことを担保することが重要という観点から、“象牙及び象牙加工品の商業取引市場を閉鎖していない締約国は、自国内市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組を条約事務局に報告し、さらに常設委員会で検討し、COP19に報告・勧告する”と決定する、という内容の提案がなされました。

- ・この米国の決定案に多くの国が賛同し、全会一致で採択され、すべての国の象牙の国内市場を閉鎖する決議案は採択されませんでした。
- ・以上のように、全面的な国内象牙市場の閉鎖については、ワシントン条約の締約国会議においても反対する国が多数であり、我が国の考えが国際的な流れに反し、孤立しているというご懸念は当たりません。
- ・いずれにせよ、日本の種の保存法による規制の真の目的は、現生や将来のアフリカゾウの保全であり（問 13 の回答参照）、種の存続に悪影響を及ぼさない水準の合法的な商取引による利益が種や生態系の保全及び地元住民の発展に役立てることができることはワシントン条約の決議にもあるところです（問 14 の回答参照）。日本としては、そうした手法を採用して保全に取り組む国々でアフリカゾウが安定して生息しているという状況も踏まえつつ、引き続き、ゾウの保全のために国際社会として何ができるのかを冷静に考えて対応します。

※1：COP18における議題 69.5「象牙の国内市場閉鎖に関する決議案」の審議の詳細は、ワシントン条約事務局が提供する第 18 回締約国会議の 8 月 21 日午後の第 2 委員会の議題 69.5 の議事概要をご覧ください。

https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/Com_II/SR/E-CoP18-Com-II-Rec-09-R1.pdf(英語)